

各 位

会 社 名 **MORESCO**

(登記社名：株式会社松村石油研究所)

代表者の役職名 取締役社長 中野正徳

(登録銘柄 コード番号 5018)

問い合わせ先 広報室長 長尾光俊

電 話 番 号 0 7 8 - 3 0 3 - 9 0 5 8

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成16年11月26日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しにつきましては、発行価格及び売出価格等が未定でありましたが、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格	1株につき 金	10,864 円
(2) 発行価格の総額		760,480,000 円
(3) 発行価額	1株につき 金	10,248 円
(4) 発行価額の総額		717,360,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき 金	5,124 円
(6) 申込期間	平成16年12月8日（水）～平成16年12月10日（金）	
(7) 払込期日	平成16年12月15日（水）	

(注) 引受人は発行価額にて買取引受を行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照下さい。）

(1) 売出株式数		10,000 株
(2) 売出価格	1株につき 金	10,864 円
(3) 売出価格の総額		108,640,000 円
(4) 申込期間	平成16年12月8日（水）～平成16年12月10日（金）	
(5) 受渡期日	平成16年12月16日（木）	

3. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】2.をご参照下さい。）

(1) 発行価額	1株につき 金	10,248 円
(2) 発行価額の総額（上限）		102,480,000 円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1株につき 金	5,124 円
(4) 申込期間	平成17年1月12日（水）	
(5) 払込期日	平成17年1月12日（水）	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 一般募集における価額（発行価格）及び売出価格の算定

算定基準日及びその価格	平成16年12月7日	11,200 円
ディスカウント率		3.00%

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、新光証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式10,000株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成16年11月26日（金）開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする当社普通株式10,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を決議しており、その払込期日は平成17年1月12日（水）であります。

また、新光証券株式会社は、平成16年12月11日（土）から平成17年1月7日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（株式会社ジャスダックが株式会社ジャスダック証券取引所に組織変更する日以降は、株式会社ジャスダック証券取引所）において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、係る安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 新株式発行による調達資金の用途

公募増資による手取概算額705百万円につきましては、設備投資資金に660百万円充当し、残額を借入金返済に充当する予定であります。また、第三者割当増資による手取概算額上限100百万円につきましては、全額を運転資金に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出自論見書（および訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。